

経産省と環境省

バーゼル法改正で会合

年度内に具体案まとめ

経済産業省と環境省は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）の改正に向けた合同会合を今月内にも立ち上げる。電子部品スクラップや使用済み鉛蓄電池（廃バッテリー）の輸出入において、適正処理されることが明確な場合は審査手続きを簡素化する一方、不正処理への対応は厳格化することなどを検討。年度内に改正案を取りまとめ、来年の国会提出を目指す。

バーゼル法は、有害廃棄物の越境移動を規制するバーゼル条約の発行を受け92年に制定された。以来20年以上大きな見直しはなされてこなかったが、政府は6月に発表した日本

電子部品スクラップ 廃バッテリーなど 手続き最適化
再興戦略2016でその改正に言及。いわゆる「都市鉱山」の利用を促進するため、バーゼル法の規制の在り方

は未定だが、初回は今月末を目標に調整しており、年明けあたりにかけて数回開催される見通しだ。
バーゼル法の改正に関しては、環境省が昨年9月から今年3月にかけて「廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会」という有識者会議を5回実施。電子部品スクラップ輸入や廃バッテリー輸出に

関する現行の問題点などを議論した。合同会合でもその議論内容が一定のたたき台になるとみられる。
バーゼル法に基づく輸入量は14年実績で約3万ト。その約8割がアジア地域で発生した廃基板などの電子部品スクラップだ。これらはレアメタルなどの有価金属を含有し、天然資源に乏しい日本にとって重要な二次原料となっている。

だが、日本で電子部品スクラップを輸入する場合、現行は審査手続きに数カ月かかる場合もある。手続きが早くて数週間で済むE.U.などと比べて輸入競争力で見劣りする原因と指摘されており、法改正で審査期間を海外諸国と同程度に短縮することを目指す。具体的には優良事業者の認定制度を導入し、認定業者は手続きを劇的に簡素化することなどが考えられる。
一方、同法に基づく輸出货量約18万トの約7割にあたる12万トが廃バッテリーで、国内における鉛リサイクルを圧迫している。6月には、韓国で大手を含む鉛二次精錬業者が廃バッテリーの不適正処理を行っていたことも明らかとなった。
しかし、不正が判明した後も廃バッテリーの韓国向け輸出货量は減っていない。こうした不適切な輸出入事例が判明した場合への対応なども合同会合で議論する。法改正だけでなく、政省令の改正や運用の見直しなども検討する。